

第495回（定例）福崎町議会会議録

令和3年3月24日（水）
午前9時30分開会

○令和3年3月24日、第495回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第4号	12番	城谷英之	(1) 消防・防災について
			(2) 文珠荘について
			(3) 前回の質問について
第5号	7番	木村いづみ	(1) 予防接種について
第6号	6番	石野光市	(1) 道路舗装について
			(2) 事故多発交差点の対策について
			(3) 高校卒業までの通院医療費の公費負担について
			(4) 人権啓発・人権教育について
			(5) コロナ対策としての生活支援策の周知

について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
4番目の質問者は、城谷英之議員であります。
質問の項目は
1、消防・防災について
2、文珠荘について
3、前回の質問について
以上、城谷議員。

城谷英之議員 皆さん、おはようございます。
議席番号12番、城谷英之、一般質問をさせていただきます。
コロナウイルスワクチンもあと少し、あと少しで入ってくるということなんで、もうしばらく町民の皆さんと協力して平然の生活にやっと戻れるかなというところまで、みんなで共に頑張っていきましょう。
それでは、まず、消防団についてお伺いをいたします。
全国の消防団の団員数は年々減少しており、令和2年4月1日現在では、約82万人と2年連続で1万人以上が減少しています。今後、数年間で80万人を割り込むおそれもあり、憂慮をしなければならない危機的な状況となっております。
一方では、近年、災害が多発化、激甚化する中、消防団の果たす役割は非常に大きくなっております。こうした消防団の苦勞に報いるためには、報酬や出動手当をはじめとした処遇の改善に一層取り組むべきではないかと、必要性があるのではないかと考えられております。
昨年、武田総務大臣から指示もあり、消防団員の適切な処遇の在り方などについて検討会を行い、消防団を確保することを目的とする検討会が開催をされました。我が町、福崎町でも、分団長会議で分団長の方から団員の成り手がない、そういう声をお聞きしておられると思います。この福崎町消防団の定数600人、各村の消防団員の最低定数は15名と、このようになっておるんですが、取決めなされた根拠、これは何かお尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 昭和60年に消防団として消防団機構改革検討委員会が設置され、その中で福崎町消防団定数削減計画を平成元年12月に策定されました。その中で、定数600名、分団の基準定数15人は、当時の消防長告示であります消防力の基準に基づき決定するとなっております。

城谷英之議員 その消防力の基準ですか、消防力の基準というものがちょっと分からないんですが、恐らくポンプ操作をする人とか、その人数の3倍、それを見張る人、そ

して災害、火事現場に来れる人、来れない人というのを参考にしながら約3倍が恐らく15名という定数で、あとは、村の大きさによって増減があったんかと、減はないですけども、増があったんかと思われます。

2000年には福田分団が四十数名と最大分団員数であったかなという記憶がございます。福田分団が分立の後、今は消防団員数が一番多いのは山崎分団で、29名が仕事の傍ら頑張ってくれております。

先ほど昭和60年と言われましたが、36年も前に取り決めた定数になります。少子高齢化が進み自治会自体が、50軒より少なくなってきた自治会もあります。その中で、分団員15名の定数を確保するというのは非常に難しい状況にあります。

例えば、自治会の人数の少ない分団が豪雨災害時、本団から各分団5名ずつ土のうづくりをしてくれという指示があり、各備蓄倉庫のほうに土のうをつくりにいったりしますと、分団自体がゼロになって、分団庫には村を守る消防団というものがなくなってしまうんですね。常に消防団が15人おるかといったら、そうじゃない、やっぱり仕事をしたり、いろんなことをされているんで、その分から15名というのが出たんやと思うんですけども、仮に5人しか出ていないのに、本団から土のうづくりに5人出てくれといったら、その村を守ることすらできないんです。それが、今の福崎町消防団の実態なんです。このようなことはやっぱり、絶対避けなければならないと思います。

次に、消防団の報酬についてお伺いをしたいと思います。

今、交付税対象の福崎町の消防団員の人数はどのぐらいかお尋ねをしたいと思います。あと、報酬について、現在、消防団の報酬は幾らか、県下で何番目なのか、お答えをお願いします。

住民生活課長 交付税対象の消防団の人数でございますが、福崎町の平成27年の国勢調査人口1万9,738人での標準団員数は309人であります。また、団員の報酬でございますが、令和2年4月に条例改正をいたしまして、副分団長以下の報酬を5,000円から1万円に引き上げております。県下で比較しますと、同額の市町も多いため32位ということになっております。

城谷英之議員 国では、消防団1人当たりの交付税算入が1年間で3万6,500円、先ほど答弁の中で対象人数が309名ということで、福崎町消防団600名ですから1,127万8,500円と、このようになるんですが、間違いないでしょうか。

また、あと出動手当等々があるんで、いろいろ変動はあると思うんですけども、一応基準はこれで。1人当たりに割ると1万8,797円、出動手当は別ですよ、別でこれぐらいになります。

町長、今回、活動服も整備していただき本当にありがたかったかなと思うんです。活動服についても分団費を削って、新しい分団員が入ってくれば分団の中からお金を出して分団の服を買うんですよ。本当に厳しい中で消防団、頑張ってくれているんで、本当にこの活動服、これはもうありがたかったかなと思うんです。

次に、報酬についてです。これは、今、課長答弁の中で32位と、このように答えられたんですが、兵庫県下で見ますとワースト2位なんですよ。だから、答弁の中で32位と言うのはいいんですけども、最低の2番目なんですよ。全国的にも、今、消防団の報酬に関するのをいろいろ調べていたら、埼玉県とか十何万円なんですよ。千葉県も14万円やったかな、平均的にどこも上がってきている。分団員の報酬というのは、それは財政規模が違うし、話は分かるんですよ、1万円という、せっかくここまで5,000円から1万円に上げてくれた、倍に上げてくれたというのもよう分かるんですけども、全国的にやっぱり平均を見ま

すと非常に低い。だから、やっぱりこれはちょっと見直しをしていただけないかなど。現在、消防団と一緒に活動をなされている機能別消防団というのが今できてきているわけなんですけども、この機能別消防団の人数はどのぐらいか、また、女性団員は何人おられるのか、お尋ねをします。

住民生活課長 機能別消防団員でございますが、随時応募を受け付けておりますので、令和3年3月1日現在で24名となっております。それから、女性消防団員でございますが、現在はおりませんが、令和3年度から2名の入団予定となっております。

城谷英之議員 この消防団の、災害とかが起こったら、消防団のTシャツで、ちょっと行ってくるというようなTシャツが出とんですよ。家を出るときに消防団が、ちょっと行ってくるということでポンプ庫に集結すると、そのようなTシャツも売っているみたいなので、やっぱりそういう、災害が起きたときに、一番いなくちゃいけないのに、災害現場なり火災なり、消防団は出動してくれと、そういうことなんですけども、このポンプ庫や公民館や避難所にWi-Fiを置いてはどうかと、検討してはどうかと、このように思うんですが、どうでしょう。

住民生活課長 災害時に活用するために、自治会におきましてもWi-Fi導入を検討しているところが増えているということは聞いております。しかし、停電が発生すると利用できなくなるというデメリットもございます。どのような通信手段が一番有効なのか、今後検討してまいりたいと考えております。

城谷英之議員 十分に検討をしていただいて、お願いします。

国の消防団の処遇に関する検討委員会の中で出ていたんですが、自分自身のポケット代を削って天気予報なり情報なりを受けていると。Wi-Fiがあればいち早くそういう連絡もでき、その状況とか、雨、雨量がどうなんか、雲がどうなんかということもその地点で把握ができる。課長、この停電とかで電気がなくなったらとかということも、もし答弁、今、されましたか。こんな今の時代ね、充電器から発電機から何でもあるんですよ。それはもうほんまに、そういう電気がないからといって、もう全く僕は言い逃れやと思います。

こういった避難所にWi-Fiがあるということは、やっぱりそういう情報を避難所でキャッチができるということで、やっぱりこれはやってほしいかなど。福崎町には自立（律）のまちづくり交付金というのがあるんで、それを活用して避難所に置いてみてはどうか。やっぱり維持費等々もWi-Fiやからかかってくると思うんですけど、でもほんまに、非常時にその情報を公民館へ行けばそういう情報をキャッチできるという中では、僕はこれは自立（律）のまちづくりの意味していることじゃないかなど、こう思うんです。

地域振興課長 自立（律）のまちづくり交付金事業での地域の防災事業との観点から、防災用のWi-Fiにつきましては、備品購入費で購入いただけたらとは考えます。ただ、その後の利用料、通信料、これにつきましては、どういう形で消防団が利用、制限をかけるなどして利用できていくのか、その辺の利用料についてはちょっと検討するところかなと思います。

城谷英之議員 なかなか研究しますと言ってくれるのも、僕、研究しますと言われたら言おうと思ってて、小林議員がよく言っているように、研究します、研究しますと言って、もう一般質問のたびに研究の成果はどうですかと言って聞こうかなと思っとなんですけど、全然研究と言ってないんで、ほんまに検討してくださいよ、よろしくをお願いします。

私の意見なんですけども、機能別消防団の年齢、今、これ70歳というふうになっとなんですけども、公務災害の規定に70歳とあるんですか。これを省くということとはできへんのですか、課長。

住民生活課長 今現在の70歳の定年ですが、福崎町消防団機能別団員に関する要綱で定められておまして、年齢の制限の変更になりましたら、また、消防団本団幹部会議等で協議することとなります。

城谷英之議員 その中で70歳という定年枠というか年齢枠を設けておられるんですけども、今、70歳といっても非常に皆さん元気。それと、昼間に村におられるのは70歳以上の方がおられるんです。消防団、皆、今サラリーマンが多いんで、いないような状態が多いんです。昼間の火災に当たっても、営農が初期消火してくれはったり、いろんなことで自治会、営農、特に協力をよくしてもらっているんで、定年枠をもし、公務災害が、あれ基金ですか、あれに70歳ということが書いてあれば、これはちょっと、定年制度等々、やっぱり危ないですし、それを設けていかなあかんのかなとは思いますが、もしそれがなかったら、やっぱり定年枠、70歳というものをやっぱり外していただいて、自治会自体がやりやすいようにできたらなど、そのように考えます。

小さな自治会なんかは、機能別消防団を増やして消防団員の定数を少なくする、そういうことはこれから考えていかなければならないと私は思うんです。松岡福崎町消防団長は、定数600名は必ず必要な人数であると、600名を必ず守りたいとこの間言っていました。600名を守ろうとすると、また幽霊団員がどんどん増えてしまう。非常に難しい問題だと思うんで、一度、機能別消防団と自治会と、よく話していただきたいと思います。それを、福崎町の在り方検討委員会、こういうものを、国でもこういう検討委員会が開かれているんで、福崎町としても定員とかいろんなことを含めて検討してはどうかと、このように思うんですが、どうでしょう。

住民生活課長 福崎町では、各分団の勧誘努力によりまして、今のところは定数600名を維持できております。しかし、少子高齢化が進みまして、今後ますます厳しい状況になってくると思われまますので、条例定数の見直しも含め検討することは必要と考えます。

どのような方向で検討するのか、消防団本団幹部会議で協議してまいりたいと考えます。

城谷英之議員 これは、本団幹部だけじゃなしに、歴代団長会、それから区長会、そして何より消防団員を支えてもらっている奥さん、ここにやっぱり入ってもらって、報酬も含めて、検討委員会、行っていただきたいと思います。

次に入ります。

次、救急体制について、お尋ねをします。

1995年に発生した阪神淡路大震災でヘリコプター搬送はほとんど行われなかったことを契機に、ヘリコプターによる救急患者の搬送体制整備の必要性が大きく取り上げられ、2001年4月よりドクターヘリの本格運航が開始をされました。兵庫県では、2004年に神戸市消防局ヘリ2機と兵庫県防災ヘリ1機による3機体制運航によるドクターヘリの運航が開始され、ヘリコプターによる救急搬送の件数は次第に増加し、現場出動のみならず施設間搬送にも多く用いられるようになりました。

このような状況下の中で発生した2005年のJR福知山脱線事故においては、消防防災ヘリによる10名の患者の搬送が行われ、阪神淡路大震災と比べると各段の進歩が認められた。一方、消防防災ヘリが救急ヘリ専用でなく、救助や消火活動など多面的な用途で運用されることなどから、救急医療専用のヘリコプターの必要性が改めて指摘されるようになりました。

2007年にドクターヘリ特別措置法が制定された後、全国に多くのドクター

ヘリが配備され、救命率の向上や後遺症軽減などの効果が実証され、重症患者の施設間搬送も地域間医療の一環として重要性を認知されるようになりました。これを背景として、重症救急患者の救命率の一層の向上を目的として、2013年11月より、播磨地域を中心とした兵庫県南部地域におけるドクターヘリの運航が開始をされることになりました。

このドクターヘリの要請ですが、誰でもできるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 ドクターヘリにつきましては、誰でも要請できるものではございません。救急要請がありまして現場で対応しました救急隊員が必要と判断した場合、ドクターヘリを要請するということになっております。

城谷英之議員 ヘリコプターの避難救助等は高価な費用がかかるということをお聞きですが、このドクターヘリについてはどうなっているのか、救急搬送手数料とかそんなも含めてどのようになっているのでしょうか。

健康福祉課長 ドクターヘリでの患者さんの搬送費用については、患者さんの負担はございませんが、医師が同乗しますので、医師が行います医療行為に対しましては医療保険制度に基づき医療費の負担が生じることとなっております。

城谷英之議員 このドクターヘリの離着陸の場所は、福崎町において、またドクターヘリの患者さんの搬送先、これはどこなのか、お尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長 ドクターヘリの町内での離着陸場所としまして登録されておりますのが、第一グラウンド、春日ふれあい広場、高橋ふれあい広場、福崎浄化センター、青少年野外センターグラウンド、それから八千種小学校、田原小学校、福崎東中学校のグラウンドの計8か所となっております。

ドクターヘリでの患者さんの搬送先ということですが、これにつきましては、ドクターヘリの基地病院であります兵庫県立加古川医療センターや準基地病院であります製鉄記念広畑病院が中心となりますが、緊急度、それから病状に応じましてヘリに同乗されております医師のほうで判断をされて病院のほうへ搬送されるということになっております。

城谷英之議員 今言われた8か所ですが、かなり狭いし、グラウンドがあるからヘリが止まると、このようなことは僕は違うと思うんですね。このヘリが止まるのに、やっぱり消防車が来て散水もしないといけないですし、小石が飛んだり、ましてや今言われた小学校なりが非常に多かった。

この北にある但馬救急病院では、年間2,000件を超える利用があると、このように聞きます。これからの昼間の救急ヘリの運航は、恐らく日の出から日没までと多分明記されておられると思うんですけども、これからの救急体制というのは、やっぱりこういうヘリとかの搬送で、より早く、より確実に医師をそこへ派遣して、早期に治療が行えるということで、これからの医療というか、救急体制についてはこれからこういうふうになっていくんじゃないかと思われま。その中で、本町もやっぱりヘリポート、これをきっちりと整備したほうがいいんじゃないかと思っておりますが、町長どうですか、そういう考えはございませんか。

町長 そういったものが整備をされたらいいというのは、もうそのとおりでございます。よく分かるんですが、今すぐにそういった適地がある、また整備ができるといった状況にはなっていないということですので、今後の課題にさせていただきます。

城谷英之議員 やっぱり助けられる命があるんでしたら、やっぱり助けていただきたいし、やっぱり福崎の住民の方が助かるのであれば、やっぱり救急体制もきっちりと、何も町長、病院を建てるといったらすごいことですけども、ヘリポート、これだ

け農地も余ってきているわけですね。放棄田、かなり多いですよ、農林振興課長。だから、その中でもやっぱり、この間もこの季節ですんで、この時期ですんでちょっと村をずっと回っていますと、西大貫のほうで、わし田んぼ提供するさかいに何か施設建ててくれやと、このように言われる方もおられました。だから、空き地があるからヘリポートが止まるんじゃないかと、やっぱり救急目的としてきっちり整備をしないとイケないかなと、昼間は、別に公園として機能するとか、いろんなことで使えますやんか。だから、やっぱり命を守るということでは、やっぱり私はヘリポート、これは整備していただきたいと、このように思います。また、検討よろしくをお願いします。

次に、前回でも質問をしましたが、この中播消防署の建て替えというのがあるんですけども、中播消防署の建て替えは、現在どのように進めておられるのかお尋ねします。

住民生活課長 神崎郡3町の各町副町長、財政担当、消防担当で姫路市中播消防署建替等検討委員会を組織し、第1回の検討委員会を令和2年11月10日に開催しました。協議事項は、中播消防署の現状についての再確認と、建設候補地などの検討をいたしました。第1回会議の決定事項としましては、本署、出張所とも今の場所での大規模改修ではなく、新しい候補地を選定して建て替えるという意見で3町とも一致しました。その後、第2回検討委員会を令和3年2月26日に開催しました。各町数か所の候補地を挙げ、消防署もオブザーバーとして参加していただきまして、現場到達時間のシミュレーション等を行っております。

今後は、具体的に候補地を絞りながら、令和3年度中には候補地の決定まで行うこととして取り組んでまいります。

城谷英之議員 大分話が進んでいっておるわけなんですけど、この消防署自体は、これは町長、必ず福崎に、本当に助けられる命といたら、それは今は播但道なり中国道なりがあるんで、他地区、もしくは近隣地区に建てるというのも分かるんですけども、この救急体制だけは必ず福崎に置いてください。もう置いてください、ほんまに。そういう気持ちで、昨日の三輪議員の答弁の中で、私ちょっと引っかけたことがありますして、町長が、近隣市町が困るからうちの人口がどうやこうやという話をされてましたよね。あれはやっぱり、僕はね、県会議員なり国会議員が言うことであって、今の福崎を守るということは、やっぱり首長である町長が福崎の町民をやっぱり守っていただきたい。ああいう発言は、私、もう非常に聞いてて、私、消防ずっとやってまして、福崎を日本一にせなあかん、この思いだけで私ずっとやってきました。福崎が1番でないなあかん。これは、私の自分の中の気持ちの全部です。首長である町長が近隣市町のことを考える、それはもちろんそうかもしれません。でもね、町民さんはやっぱり町民のあるじである町長のことをやっぱり信頼しておられます。だから、福崎町が一番でないなあかんのです。福崎町のために物事を考えていただきたいと、このように思います。

町長 私の言葉足らずで真意が伝わっていなかったようでありますので、もう一度そのことについて、私の思いを述べさせていただきたいと思っております。

日本は人口減少社会に入っております。それを、福崎町も人口が減ってきているという中で、それをどうしたらいいのかということでもありますけれども、私は、福崎町を福崎町で住みたい、住み続けたい、福崎町は魅力あるまちだというようなまちにするために、全力で取り組んでいきたいと、このように思っております。

そして、周りの市町もと、こういうことを言ったんですが、福崎町の商圏は福崎町だけではないんですね。この奥は朝来、姫路、加西、宍粟、その辺までが福崎町の商圏なんです。ですから、そこら辺までを見て、この地域が元気にならん

とあかんということが言いたかったわけです。そのためには、日本の人口がやはり減る中で、人口減少を食い止めるのはなかなか難しいということで、GDPに占める子育て支援費の割合なんですけれども、OECD37か国ほどあるらしいんですが2%以上あるわけなんです。それで、日本の子育て支援費といたら大体1.4%ぐらいらしいです。ですから、少なくとも2%に、日本もお金をつぎ込んで、子育て支援費をつぎ込んでほしいということをお願いをしたいということをお願いしました。

といいますのは、その子育て支援費のGDPに対する割合と合計特殊出生率が相関関係にあるということが分かっているんです。ですから、子育て支援費をつぎ込んだら合計特殊出生率は必ず上がるというようなことが、経験値というんですかね、そういうことで分かっておりますので、ぜひ国にはそういった方向で頑張っていたきたいということをお願いしたかったわけでございます。

城谷英之議員 国の話は、町長それは僕よく分かります。でもね、今、福崎町のことをやっばり町長は考えなくちゃいけないから、このように私は思います。

例えば、いろんな話でも各町と、そしたら町長がいろんな、何を例えましょうね、姫路市との交流、今、くれさかとかいろんな話をやっていますけれども、あれでもやっばり町長が行ってお金の話やとか、私、この間総務文教常任委員会でも言いましたけれども、やっばり町長が行って姫路市と、市長、副市長なりとやっばり話をして、きちっとやっばり話をしてもらわないと、現場サイドが行って話をするようじゃ、こんな姫路市が反対になめてかかりますよ。職員が非常に仕事にしにくい。やっばり近隣市町へ、町長いろんなことを、加西市やったら加西市、宍粟市やったら宍粟市、町長が行っていろんな話されとんですか。例えば、広域の組織もあるんですけど、その中の会議とか、それはもちろん町長としてされるんが私は当たり前やと思うんですけども、いろんな、今、福崎町で、くれさかの問題とか、これから後どうするかとかという問題があるんでしたら、それはやっばり首長、そして副町長である近藤副町長が行って、姫路市の幹部の方々とそういう話を、やっばり僕はすべきやないかなと、現場任せでは、姫路が言ってきた金額にうんうんと言うだけではなかなか納得できない。議案書が出てくれば私ら賛成しますよ。町長が言うてんやったら、私は賛成します。でも、そこへ行くまでにやっばり交渉は必要なんです。いろんな駆け引きをやっていたきたい。国のことを、少子高齢化ですること、もちろんよく分かります。でも、ここのあるじなんですから、福崎町の町民を、これは絶対守っていただきたい。これをお願いしときます。答弁いいですか。

町長 私もその思いは質問議員と全く同じでございます。私が一番大切にしたいのは福崎町であります。

城谷英之議員 その言葉を待っておりました。よろしく申し上げます。

もう町長に、福崎町の全員が町長の船に乗っとるんですからね、もう町長にかかっとるんですよ。よろしく申し上げます。

続きまして、文珠荘について、お尋ねをしたいと思っております。

町民の皆さんが親しまれている文珠荘は、3月末をもって指定管理者がいなくなり、しばらく休館となると聞いております。福崎町老人憩の家の設置及び管理に関する旧条例はいつできたのか、第2条設置目的、その辺は何かお尋ねをしたいと思っております。

健康福祉課長 福崎町老人憩の家の設置及び管理条例につきましては、平成17年9月26日に制定をしております。改正前の第2条の設置目的につきましては、老人の心身の健康と世代間交流、地域間交流の増進を図ることとしております。

城谷英之議員 令和3年4月から、施設及びこの管理については、どういうふうになるのか、また、設置及び管理が変わることで、どういったことを進めていくつもりなのかお尋ねをします。

健康福祉課長 議員も先ほど申し上げられましたが、令和2年度に指定管理者の公募をしましたが、新型コロナウイルスの影響などもございまして、指定管理者の応募がなく、令和3年4月から新たな指定管理者が決まるまでの間、休館とすることとしております。休館中につきましては、法定等で定められた点検などもございますので、町が施設の管理を行っていくこととしております。

それから、どういったことが変わるのかということですが、4月からは町のほうが施設の管理を行いますけれども、新型コロナウイルスの状況を見ながら、再度、指定管理者のほうの再公募を行っていきたいと、このようには考えております。

城谷英之議員 この指定管理者、公募があったわけなんですけども、指定管理者が決まらないのはなぜかお尋ねをします。なぜと思われるのか。

健康福祉課長 こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、飲食業界の経営が厳しくなっていることと、それから文珠荘につきましては、大人数での宴会・会食によります収益がほとんどで、そういったことで成り立っているところがございまして、利用者が今ほとんどない状況が続いていることなどから、指定管理者の参入がしにくい状況だと考えております。

城谷英之議員 止めている間に大改修をしてはどうでしょうか。ボイラーも含めて、その辺はどうですか。

健康福祉課長 これまでも必要な、議員言われましたそういうボイラー等につきましても随時、修繕等、入れ替え等も行ってきておりますので、今のところ大規模な修繕というところはないのかなということも予定しているところはございません。

城谷英之議員 指定管理者が見つからなかったという話の中で、これから文珠荘運営に関しては、町民さんに聞くべき、条例を老人から町民に変えたんですから、町民に聞くべきと思うのですが、どうですか。

健康福祉課長 再度、指定管理者の公募を行いたいと思っておりますので、その公募を行っても指定管理者が決まらなければ、議員が言われますようにいろんな意見を聞いて運営をどうしていくのかということも検討していきたいというふうには思っております。

城谷英之議員 まず、この質問、なぜしたかといいますと、この時期ですから、地域を回らせていただいております。たくさんの方から、文珠荘を見殺しにする気かと、こういうようなことを言われました。平成17年に福崎町老人憩の家として設置管理条例を制定、9月に入れば老人月間としてたくさんの方の老人会の方が利用されていまして。令和3年4月から、福崎町老人憩の家から福崎町文珠荘になります。老人に対して、教養の向上、レクリエーション等の場を与え、もって老人の心身の健康及び世代間交流、地域間交流の増進を図るために福崎町老人憩の家を設置する、これ第2条ね。町民福祉の向上並びに世代間交流、地域間交流の増進を図るために文珠荘を設置する、ここまではいいです。

先ほど答弁の中で、コロナウイルスの影響で、果たしてコロナウイルスだけの影響なんですか。私は違うと思いますよ。このコロナウイルス感染症、これは一種の、私は災害だと思っております。災害が起こったときに指定管理者を助けられないから指定管理が見つからない、このようなことになるんじゃないでしょうか。

第三セクターでいろんなことを制限された中、町内の方が運営されてきたんで

す、今までね。〇〇さん、〇〇さん、そして今、長澤さん、みんな町内の方が運営されてきたんです。決してもうかる施設じゃない。苦しいながらも運営されてきました。料理がおいしくないと言われれば料理長を引き抜き、町内の方をアルバイトに雇い、パートも雇い、法事でバスが必要やということがあったらバスもきちっと買って、何回も何回も自分の自家用車で送迎をし、福崎町のことを思い、第三セクターだからこそやっていただけたのではないかと、このように私は思います。

それを、国が休業措置をしているからとって100万円、これでよいものでしょうか。宍粟市では、昨日、指定管理者の赤字補填は市から出すということですごい激論になりました。赤字負担を、要はもう指定管理者に銀行が貸さないんですね。市が負担して赤字補填したと。ここまでしてほしいとは言いませんが、人情あふれる福崎町はどこへ行ったんだと、今、質問の中で大改修の予定はないと言われましたが、前健康福祉課長が1年前、大改修をすると文珠荘に言われたん違うんですか。そのとき、大改修をするから指定管理料を払えない、このように言われたんと違うんですか。そのときに、第三セクターを補償する、今まで補償した事例などないからということで、そういうようなことを話されたんと違うんですか。課長さんや、担当者が変われば言うことも変わってしまう。風呂に対してもそうです。条例で決めているから入れ墨が入った方お断り。一般の人に迷惑がかからないように、入れ墨が入った方を、いやうちは入れ墨が入った方はあかんですわと、そういうふうに通っておられました。近隣市町の方からも、文珠荘へ来て、わしは福崎町民やと言う方も、いや、免許証を見せてくださいと、そのように文珠荘のほうでは、そういうふうにしていたと思います。これは、福崎町の税金を使っているから、第三セクターだから、利益だけを考えるんですから知らない顔をされていると思いますよ。この冬、1月に最低気温になり、たくさんのお風呂が破裂しましたよね。上下水道課長、そうですね。たくさんのお風呂に入れない方がいたと思われま。本来なら、避難所である文珠荘がお風呂を提供しなければならない施設やと私は思います。阪神淡路大震災、東日本大震災のときもそうでした。入浴支援をどれだけ皆さんが待っていたことでしょうか。コロナだから。香寺荘に行ってみてください。たくさんのお風呂の方がおられますから。きちとした形の中で運営をされています。文珠荘も避難所となっているんですから、開放すべきではなかったのではないのでしょうか。もう避難所の看板なんか外したらどうですか。河童、河童、観光、観光と言うならば、お金が入ってくる仕組みをつくっていただきたい。今、弱者がどこなのか、それをきちっと見極めた中でお金の使い方をしていただきたい。町長、答弁ありますか。

町長 文珠荘の運営についてでありますけれども、このコロナ禍の中で大変経営が厳しくなっております。文珠荘は、たくさんのお客様に来ていただいた宴会が主力となっております。このコロナ禍で会食しても4人以下でしてくださいと、大人数は駄目ですよと、こういったことになっております。本当にお客様が全然来られないというような状況になってまいりました。

そこで、私は、経営をしていただいておりますシー・エス・シーさんに、どうでしょうか、続けられますか、どうなんでしょうということをお尋ねいたしました。そういった話をさせていただいた中で、協定書を結んでいるんですね。それで、災害のようなものがあつたときには協議ができるということが書いてありますので、じゃあ、それに基づいて協議をしていきたいと思います。どの程度の支援をしたらいいのかということについては、大変悩ましい問題でありました。一般の飲食店、それからいろんなお店が大変苦

しんでおられます。その中で、指定管理をされている、福崎町の指定管理であるこの文珠荘さんを特に助けていくということが、住民さんから見てどう思われるのかというようなこともいろいろ考えました。いろいろ考え、そしてシー・エス・シーさんと話をさせていただいた中で、この100万円を、3月から5月分だったと思います、この支援金として100万円をお支払いしますというようなことを申し上げました。そこで、大変言いにくいことなのですが、もしシー・エス・シーさんがもうこの事業を継続するのは無理だと言われても、私はもう決してシー・エス・シーさんを責めたり、そういったことをしませんというようなことも申し上げたように思います。けれども、シー・エス・シーさんは責任感が強いんですね。赤字が出て何とか補填することを考えていこうということで、弁当を売るやつも始められたと思います。そういったいろんなことも考えながら事業を継続していただいて、文珠荘は開けておきますとって最後までやっていただいたことに対しまして、本当に感謝の気持ちでいっぱいでありました。

その1つの条件として、お風呂はもう中止とさせていただきますというのが1つの条件だったんです。それでいいのかということも悩みました。けれども、風呂もやってくれということであれば、多分、事業の継続は私は難しかったんじゃないかなというように思うわけなんです。これは、お風呂は中止するけれども本体の飲食店、そして宿泊施設としての運営は続けていきますと、頑張りますと言っていたいただきました。そういうことで、いろいろなケースを考えた中で、今のよう形態で最後までやっていただいたということでございまして、大変ありがたいと思っています。

いろんなやり方があったかもしれないけれども、町とシー・エス・シーさん、そしてまた議会のほうの委員会でもこういった形で進めていきたいというようなことをお話をさせていただいて、今のよう運営の仕方になったということでございます。

もう一度最後に、最後まで指定管理の責任を果たしていただきましたシー・エス・シーさんには、感謝とお礼を申し上げたいと思います。

城谷英之議員 私は、それやっぱり、町長、やっぱりどうなんかな。僕は冷たいと思いますよ。町長の今の答弁、今さっきの話の中で宍粟市、この話をしたんですけども、宍粟市は全額赤字負担を市が支払った。福崎町はどうです。それをお風呂開けてくれ、じゃあ、何ぼ要るねんと、何でそこで話できへんのですか。指定管理料、入札のときに安く取っているんでしょう。安くでシー・エス・シーが取った。その中で、やっぱり僕はお風呂の再開、これはやっぱりやらなあかんべきことやったんやないかな。そこへ、それはシー・エス・シーさんの言われるんも分かるんです。福崎町の文珠荘は、風呂を開けるたびに赤字がかさんでいく。その中で、彼は彼なりに苦勞をし、街灯、これ電気代、予算書にも上がっていましたが、あんな費用じゃすみません。電気を切って節電して、使っていない部屋はクーラーを切り、非常に福崎町の指定管理者として恥じないように精いっぱい頑張ったと私は思います。

その中で福崎町が、100万円があるかないか、それは分かりませんが、したったんがね、それがどう響いたか私は分かりませんが、でも宍粟市なんかは赤字全額負担ですよ。それぐらいの思いで老人、お年寄りのそれを守っている、1人でお風呂入るんやったら文珠荘へ行ってお風呂に入ろかなと思うんやというおばちゃん、おられますよ。遠いところからバスを乗り継いで文珠荘までお風呂に入ってくる客、おられますよ。そういうことを、シー・エス・シーだけのことを考えたらそうですけども、何とかお風呂を再開したいのであれば、町長、それはシ

一・エス・シーさんと文珠荘を、お風呂を再開してくれと、やっぱり最後まで協議するべきやったと、私はこう思います。

大改修の話もしましたけども、もうあのボイラー施設というのは、もう非常に、二十何年たつとるでしょう。もうかなり老朽化しとるんですよ。ずっと回しとかんといけないんですよ。だから、夜中に起きて、ボイラーが回ってないか、止まってへんか、ガス欠してないかとか、その辺も含めていろんなことで気を遣われて、でもこれも僕は福崎町のためやと思いますよ。一生懸命頑張っていたいたなど、このように思います。

だけど、今度、指定管理はね、やっぱりもうちょっと人情味のある福崎町であってほしい。福崎町の人情味がある指定管理であれば、そういう人情味がある福崎町であれば、僕は指定管理、もうちょっと安くでも多分来てくれはると思いますよ。全くこれからコロナが収束し、今、お年寄りの方々が、老人会等々のそういう会合とか、今、なくなってますやんか。それが今度再開したときに文珠荘がない、これは町長、町長の政治に対することも、老人の方々は皆、評価されると私は思います。やっぱりこの老人憩の家という老人を外したということは、町民全体のことをやっぱり考えるということで、私はそれでもいいかなという話をしたんです。でもね、老人、今、お風呂であそこへ入られているんは、家にお風呂がないですとか、今の災害で、凍結で家のボイラーがなかったらちょっと文珠荘へ行こかと、一日も早く、やっぱり文珠荘、これは営業してほしい。老人、お年寄りのためにも、そして福崎町民のためにも、法事やいろんなことを、今までコロナがないときは文珠荘で行っていたじゃないですか。また、このコロナが収束すれば、文珠荘で、みんなでいろんな話もできる、そういう施設を私は福崎町として目指してほしいなど、このように思います。

次の質問に入りますけど、ちょっとしゃべり過ぎましたね。

次に、春日山整備事業について、お尋ねをします。

最近、新聞でもよく取り上げていただいている春日山の整備計画について、今後、この春日山の整備計画はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

農林振興課長 春日山の整備計画につきましては、地元の春日山城跡を研究する会において、春日山城だけではなく春日山周辺施設や体験農園の利用についても議論していただいております。周辺施設の利用客増と春日山観光の相乗効果がもたらすような方策も御提案いただいております。春日山城を含む春日山周辺施設に地元の方が誇りや愛着を持てるような整備計画を進めていきたいと考えておまして、具体的には令和2年度は、見てごらん、あれが気高き春日山をキャッチフレーズとして定めて、春日山への案内看板の設置を行いました。令和3年度は、山頂に観光案内板の設置、それから転落防止柵の設置、小飯盛山山頂にはパーゴラの設置を予定しております。令和4年度以降ですけれども、山頂の木にLEDのスポットライト、自転車用ラック、のぼり旗の設置など、いろいろ提案されているところでもあります。

最終的には、山頂に幻の城を浮かび上がらせるような仕掛けができないかというような意見も伺っております。これらは、実現性や効果等吟味しながら整備を進めていきたいと考えているところでありまして、また、同時にソフト事業としても初日の出の甘酒の配布や遊歩道の灯籠づくり、小学生等による手作り作品の展示の企画もなされているところでありまして、研究会と集落が連携して開催して、地域ぐるみで盛り上がっていけばいいなというふうに考えております。

城谷英之議員 毎回春日山については質問していないと、計画が消えたりなくなったりする

ものでありまして、質問をさせていただきました。

元町長、嶋田町長も来られているんですが、この環境振興基金、これを使っていただいて、幻の城が幻に終わらないように期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、城谷議員の一般質問を終わります。
質問の途中ですけども、暫時休憩をいたします。
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時34分

再開 午前10時48分

◇

議 長 会議を再開いたします。
次、5番目の質問者は、木村いづみ議員であります。
質問の項目は
1、予防接種について
以上、木村議員。

木村いづみ議員 皆さん、おはようございます。

議席番号7番、木村いづみでございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、予防接種についてです。

昨年よりコロナウイルスによりマスク着用、アルコール消毒、外出自粛など、生活が一変してしまいました。ようやくコロナウイルスワクチンが接種できるようになり、まずは、高齢者からということですが、接種までの流れを御説明ください。

健康福祉課長 ワクチン接種につきましては、保健センターやエルデホールに来ていただいて接種を受けていただく集団接種と、各医療機関へ行って接種を受けていただく個別接種の2通りで実施することとしております。

高齢者の方へは、まずは、接種を希望されるかされないか、それと接種を希望されるのであれば集団接種か、どの医療機関を希望されるのかについて、事前に意向調査を行いまして、ワクチンの供給状況を見て接種日をお知らせしていきたいと考えております。

また、委員会でも御説明をさせていただきました接種券などにつきましては、意向調査の後に、1回目の接種日までに各個人宛てに送付をすることとしております。

木村いづみ議員 その対象人数は何人で、そのうち要介護者は何人おられますか。まず、高齢者からということなんですけども。

健康福祉課長 65歳以上の該当者の方は、今年の12月末現在の時点で5,739人で、そのうち要介護認定者の方につきましては要支援の方も含めまして934人でございます。

木村いづみ議員 接種日の曜日の固定とかはあるんでしょうか。それとも土日の接種日もありますか。

健康福祉課長 接種日の曜日ですけども、集団接種につきましては、土曜日、日曜日をメインとして、出ていただける先生方の状況によりまして平日も入れていこうかということと考えております。

個別接種につきましては、それぞれの医院の対応ということになりますので、それぞれの医療機関ごとに違ってくることになります。

木村いづみ議員 トータル、接種会場というのは何か所になりますか。

健康福祉課長 集団接種の会場につきましては、先ほど申し上げました保健センターとエルデホールを考えておるところでございます。個別接種につきましては、今のところ先生から聞いておりますのは9医療機関ぐらいができるのではないかとということで伺っているところでございます。

木村いづみ議員 また、テレビで連日模擬接種の様子とかが流れているんですけども、まず、高齢者の方が問診をされます。その次に、医師の前に移動されます。そこから15分待機せなあかんで15分待機場所に行かれますと、3か所移動されるわけですね。その3か所移動された後をずっと職員さんが消毒して消毒して消毒して、3回やっていますというところは一度テレビで見ました。先日見たところによりますと、接種に来られた方が番号の打ってある順番の椅子のところに腰をかける。例えば、保健センターの職員であったりとかが問診をするのであれば、職員がそちらの席のほうに移動するというような方法を取られておられました。福崎町においてはあれですか、シミュレーションみたいな、接種に向けてされますか。

健康福祉課長 今のところ、テレビ等でやっておられる現地でのシミュレーションというところまでは、今ちょっと考えていないところですけども、そういった厚労省のほうからも資料等も届いておりますので、それを参考に行っていきたいということは考えております。

木村いづみ議員 接種会場の職員の負担の軽減であったりとか、接種者の移動の軽減であったりとか、そういうものも、いいところを考えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

接種の方法もですけども、接種会場に自力で行ける方や、介助者が必要とか、介護タクシーやタクシーなどの交通費が必要な方もおられると思うのです。このたびのコロナ感染者の高齢者は、入院の際は救急車や保健所が用意した車両で入院されたと思うのですが、陰性になられて退院する際、要介護者で入院中にADLが落ちて歩行困難な状態になられた要介護者をストレッチャー等で退院しないといけない場合、介護タクシーの利用料金は大変高額となり、家族の負担になりかねません。退院時の介護タクシー利用料やタクシー料金、高額な通行料がかかった場合ですね、有料道路の通行料の補助はできないのでしょうか。

健康福祉課長 コロナというような特殊な要因でございますが、一般の病気での退院という状況もほかにもございますので、そういった退院時の補助については考えていないところではございます。

木村いづみ議員 コロナ感染者の入院先は家族や本人の意思では決めることができず、遠方に入院された方もおられると思います。距離の関係なく、退院時にかかる料金の補助を提案いたしておきます。

また、在宅で要介護者のうち、寝たきりの方やその介護をされている家族に対して、訪問診療の際に接種とかはしてもらえるのでしょうか。

健康福祉課長 今回のワクチンにつきましては、温度管理、それからワクチンのロスが出ないようにということについて考える必要がございますので、そして、接種後の経過観察ということも必要でございますので、訪問接種についてはどういった方法が取れるのかということで、実際、医療機関のほうとも詰めておきたいというふうには考えております。

木村いづみ議員 町からの書類で返送する場合、近くにポストがないんですよ。福崎町内でポストが36基あり、川東に21基、川西においては15基、私は、西田原のグリーンパークに住んでいるんですけど、自宅からでも、西田原には8基あるんですけど、一番近いところでライフの正面玄関のところ、車で3分かかります。

歩いて行こうとすれば約10分かかるんですね。足の悪い高齢者の方が歩いていける距離ではないことは多分お分かりいただけると思います。

昨今、ポストの設置されているところを皆さん思い浮かべてみてください。コンビニの店先にはありますが、広い山崎地区には1基しかないんですね。私、ポストの増設を要望しているわけではないんです。返送しなければいけないもの、回収しなければいけないアンケートなど、なかなか返送できない、回収しづらい環境にあることを今回も分かっていたいただきたいんですね。

このたびの予防接種は大変重要な接種であり、予約票が返信できない方に対してどのような対策を取られるおつもりでいらっしゃいますか。

健康福祉課長 郵送が困難な方につきましては、保健センターのほうでコールセンター、予約に関するコールセンター等も立ち上げますので、そういった部分で、電話でも対応させていただくということで考えておるところでございます。

木村いづみ議員 高齢者の中には要介護者が今934人おられるとのことですが、要介護者の方は果たして予約票の記入や返送ができると思われませんか。

健康福祉課長 家族の方がおられれば家族の方に書いていただければ結構ですし、独居の方で書けないという方につきましては、ケアマネジャーやヘルパーの方に協力をお願いするというので、各事業所のほうにもお願いをしておりますので、そういったところでしていただいたらなというふうにも考えておるところでございます。

木村いづみ議員 高齢者のいる世帯においては、御家族が予約票の記入、返送もでき、予約はできると思います。ただ、接種会場に行くのに足がない場合ですね、家族が仕事を休んで連れていくことになるでしょう。高齢者がいる世帯においては、16歳以上の家族も接種できるファミリー接種を実施してはどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

健康福祉課長 ワクチンの供給の面から、全世代の方に一斉に接種ができないということから、国のほうにつきましては接種順位を決めております。まず、医療従事者の方、その次は感染した場合に重症化しやすいため、65歳以上の高齢者からということしておりますので、その接種順位に従って町としても接種をしていきたいというふうに考えております。

したがって、高齢者がおられる世帯の方を世帯全員一同にということでは接種するというについては考えてはおりません。

木村いづみ議員 65歳以下の方でも身体障害者の方いらっしゃいますよね。介助の方も多分介助される方が連れて行って、接種してもらえように連れて行かれると思うんですけども、65歳以下の身体障害者の方ですね、介助者の方も同時に接種はできないということですか、今のお話だと。

健康福祉課長 接種順位につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。高齢者の方の次には、基本の疾病・疾患を有する方、それから高齢者施設等の従事者の方、それから60歳から64歳の方、最後にその他の方というような順番となっております。この順で接種をしていきたいというふうに考えておるところでございます。障害の状況によりまして、基礎疾患を有する方に該当すれば、その接種順位で接種をしていただきまして、障害者の介護・介助の方等がどの順位に該当するのかということになりますので、その接種順位によりまして接種を受けていただきたいというふうには考えております。

木村いづみ議員 これまで予防接種を受けることが可能な方の支援・対策について質問させていただいたんですけど、私もそうなんですけど、インフルエンザの予防接種ができない体質でして、このたびのコロナワクチンも恐らく、大きな体をしてますけど、コロナワクチンも多分接種できないと思います。予防接種ができない方は、

これまで以上に感染予防に努めなければならないと私自身も思っているわけですが、予防接種を受けることができない方への支援策はありますか。

健康福祉課長 このワクチン接種を受けることができない方への支援策については、今のところは考えていないんですけども、ワクチンを、多くの方がワクチン接種をしていただくことによりまして、集団の中に感染者が出ましても流行を阻止することができる集団免疫効果が発揮されることになりまして、そのことによりまして接種を受けることができない方の感染リスクも減らすことにつながるというふうに思っております。

木村いづみ議員 コロナの抗体検査ですが、過去に感染したかを調べることにより不安を安心に変えることもできると、抗体検査のところちょっと読んだんですけども、抗体ができているのであれば安心ですし、もし抗体ができていないのであれば、さらに個人個人が、一人一人が感染予防にさらに努めて過ごされると思うので、コロナワクチンを接種できない方に早期に抗体検査を無料で受けられるようお願いしておきたいなと思います。

ほかの県で、接種率向上と地域経済の活性化に向け地元店舗で使用できる御当地商品券、1人当たり2,000円分をワクチン接種者に配布するというニュースがしてました。私はこれだけはしてほしいんですけども、ワクチン接種済みの方しか商品券がもらえないとか、イベントや祭りに参加できないとか、接種した人、していない人が生活する上で不公平になるようなことだけは避けていただきたいと思います。ここは強く要望しておきますので、もうこういうことはないようにお願いします。

それと、コロナワクチンの接種率なんですけども、これ何%まで上げないと駄目とかという決まりはあるんですか。目標値みたいなものはあるんですか。

健康福祉課長 今回のワクチン接種につきましては、接種率を何%まで上げなければならないといったような目標値というものはございません。

木村いづみ議員 テレビ等の報道で、接種しているシーンや副作用の件が連日報道されていますが、ワクチンがようやく当町にも入ってきますが、1回目の予約の際に返信のなかった方に対し、なぜ受けなかったのか、その理由を聞くことも大事だと思います。予約をする方のみが返信するのではなく、受けない方にも受けない理由を記入していただき返信してもらいたいと考えますけども、返信のなかった方に対しての対応策はありますか、コロナの予約の用紙ですね。

健康福祉課長 接種希望の有無につきましては、できるだけ回答を確認をするという必要はあるかと思っておりますので、接種希望については、回答のなかった方については、もう一度確認を行いたいというふうには考えておるところではございます。

木村いづみ議員 中には、病院や注射が嫌いな方もおられますし、インフルエンザの予防接種を受けたことがない方もおられます。先ほど述べたように、接種会場までの交通手段のない方、予約票が出せなかったという方もおられるかもしれません。ファイザー社のワクチンは、1回目の接種から3週間後に2回目の接種をしますが、この2回目は予約なしで接種日が決まるんでしょうか。それとも新型コロナワクチンの接種期間は令和4年2月末までとなっているが、接種可能な町民が期間内に接種を完了する予定でいらっしゃるのでしょうか。

健康福祉課長 今回のワクチン接種につきましては、1回目の接種日の予約の際に2回目の予約も併せて同時に行う予定としております。

それから、ワクチン接種の完了の予定ですけども、現在、高齢者の方への接種に向けて郡医師会と調整を図りながら接種体制を整えているところでございます。一般の方への接種につきましても、国からのワクチン供給が進めば、ワクチンの

無駄をなくして期限内に接種を希望される方全ての方への接種が完了するよう進めていきたいというふうに考えております。

木村いづみ議員 貴重なコロナワクチンですので、1回分も無駄にすることのないように、使用期限もありますので、ロスを出さないようお願いしたいと思います。

65歳以上の高齢者、肺炎球菌ワクチン予防接種の件ですが、5年に1度接種しますが、以前、介護施設の高齢者が接種した際に、私付き添って行ったことがあるんですけども、接種後、小さなシール、ワクチン番号か薬剤名のシールなのかちょっと覚えていないんですけども、それを、小さいものを3枚頂きました。記録としてどこかに貼つとかなあかんんですけど、貼るところをどこに貼ろうかと、みんなが分かるように、今後も分かるようにということで、アセスメントシートか何かに貼った記憶があるんですけども、そういう小さいシールをただ渡されるだけなんです。

また、看護系の専門学校や大学に入学した際、幼少期の予防接種状況や病歴、おたふく風邪や水ぼうそうにかかった時期などを記載して提出しないといけないんですけども、抗体検査もしました。B型肝炎ウイルスにおいては3回接種し、1回に5,000円、計1万5,000円かかりました。おたふく風邪の抗体がなかったので、これもワクチン接種に5,000円かかりまして、合計、看護系、医療系の大学に入って間もなく2万円かかっています。この予防接種を済ませていないと在学中の実習に行けないとのことで、このコロナ感染拡大時、このままでは医療現場が崩壊するという報道がされていましたが、こういった中でも医療・福祉関係に進もうとする若い方に少しでも支援ができないかと考えますが、医療・福祉関係に進む方が学校から抗体検査を受けるように言われた場合、その検査費用、接種費用の補助はできないでしょうか。

健康福祉課長 予防接種につきましては、個人の感染予防、それから重症化の防止とともに多くの人が受けることによりまして感染症の蔓延を防止するという目的がございます。そのため、必要な予防接種につきましては、定期予防接種としまして法に定められまして公費により接種を受けられるようになっております。

議員が言われました予防接種につきましては、今の18歳前後の方につきましては、定期予防接種ということになっておりませんでした。今現在、7歳ぐらいの子どもさん、7歳ぐらいから下の子どもさんにつきましては、水ぼうそうなどの予防接種を定期予防接種として予防接種を受けてもらっている状況でございます。

若い方が、こういう医療機関、それから福祉系関係に進まれるということは、大変このコロナ禍にあっても心強いことかなというふうには思いますけれども、医療機関、福祉関係に進む方の予防接種の補助をということでございますが、一部の方への助成ということになりますので、補助については今のところ難しいのかなというふうには考えておるところでございます。

木村いづみ議員 できる限り、これからの医療関係とか福祉関係に携わっていく方々への補助を今後ちょっと考えていただきたいと思います。

平成23年から平成25年頃に大流行した風疹ですが、風疹の抗体がない妊娠中の女性が風疹にかかると、生まれてくる赤ちゃんに先天性風疹症候群が現れるとのことです。難聴、心疾患、白内障等の症状で、平成26年から平成29年の間に704例の先天性風疹症候群の患者が報告されています。この先天性風疹症候群を予防する対策として、妊娠を希望する女性及びその同居家族、妊婦の同居家族を対象に風疹抗体検査が実施されていますが、このたび昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が対象で、この年代の方は公的に予防接種

が行われていないとか、1回しか受けていないということですが、対象は60歳未満の方で、ほとんどの方が働いておられる。町外や神戸などの遠方に仕事に行かれておられる方も多いと思います。風疹の予防接種、町内の指定医療機関のみでしか接種できないのでしょうか。

健康福祉課長 風疹の予防接種につきましては、町内だけではなく町外の医療機関でも接種をしていただくことは可能でございます。

木村いづみ議員 また、平成26年頃にはあったと思うんですけども、妊娠中の方や妊娠を希望される方がおられる職場に、啓発ポスターなどが貼ってあったと思うんですけども、今回はあるのでしょうか。

健康福祉課長 今回の風疹の追加対策の啓発用のポスターにつきましては、厚生労働省のホームページ上には掲載されておりますけれども、町のほうへは届いてはいない状況でございます。ですので、各職場におきましても配布されていないのではないかなというふうには思っております。

木村いづみ議員 家庭内に妊娠を希望する女性がいなくても職場におられる場合があるので、できるだけ多くの従業員を雇用されている会社等には、啓発ポスターの配布をお願いしたいんですけども、その配布、可能ですか。

健康福祉課長 今申し上げましたように、ポスター自体は届いておりませんので、そういった部分での企業関係への方への啓発ということで、厚労省のホームページ等にパンフレット、それからリーフレット等もございますので、そういったものを参考にさせていただくというようなことではできるのかなというふうには思います。

木村いづみ議員 また、妊娠を希望する女性はもちろんですが、第5期定期予防接種対象者、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性以外の、以外のですよ、その配偶者は無料で抗体検査と予防接種を受けることはできないのでしょうか。

健康福祉課長 今、国のほうが風疹の追加対策として行っております対象者につきましては、今、議員が言われました男性の方ということで、それ以外の方の風疹の予防接種につきましては、町の単独事業としまして実施をしております。女性対象者の方につきましては、昭和39年4月2日から平成6年4月1日生まれまでの方で、男女ともの方が対象でございます。子どもの頃に予防接種を受けていない、または1回しか受けていない方を対象としておりまして、風疹または麻疹風疹の混合ですね、こちらの予防接種を受けていただいたらその費用を助成するというものがございます。

木村いづみ議員 風疹の流行をなくすためにも、そして、これから生まれてくる世代の子どもたちを守るためにも、任意予防接種の啓発と費用助成の大幅な拡大をお願いしておきます。

インフルエンザやコロナワクチン、風疹、肺炎球菌ワクチンなど、予防接種の記録を残すために、これから母子手帳のような接種した記録を残せる手帳が必要ではないかと考えますが、多種の予防接種の記録をどうされますか。

健康福祉課長 予防接種法に定められております定期の予防接種につきましては、接種済証を発行しております。高齢者の方の肺炎球菌ワクチンなどにつきましては、接種をされた際には、医療機関におきまして、民間企業がつくったものになりますけれども、予防接種の手帳をお渡しをしまして、それに接種済証を貼っていただいているところでございます。

定期の予防接種の記録につきましては、保健センターの健康管理システムで接種履歴管理を行っておりますので、接種状況が分からない場合はお問合せいただいたらというふうには思っております。

木村いづみ議員 介護施設においては、お薬手帳や予防接種手帳があれば高齢者の健康管理を

する上で大事な情報となります。16歳以上の方で接種される方は、母子手帳を持参いただき、お持ちでない方には健康保険証や介護保険証、負担割証などが挟めるようなカバーがついたような接種手帳をつくっていただきたいと思います。先ほど言われた接種証明証ですか、それは1枚ものの紙みたいなものでしょうか。

健康福祉課長 医療機関のほうで配っていただいておりますワクチンの接種手帳ですね、こちらについては、手帳型になっておるものでございます。七、八センチ程度の四角いもので、手帳で開いて貼っていただくようになっておるものでございます。

木村いづみ議員 インフルエンザの予防接種は2回、コロナワクチンも2回、風疹は1回と、多い方はこの1年のうちに5回も受けられる方がおられるわけで、私たちは目に見えないたくさんウイルスの中でこれから生きていかなければなりません。

今年、町制65周年の記念イベントが予定されていますが、コロナワクチンの接種事業が完了してからでもよいのではないかなと思うんですけども、町長、開催時期の延長とかは、お考えをお聞かせください。

町長 町制65周年の記念事業であります。5月3日が記念日なんですね。65年目の節目の記念事業でありますので、感染予防対策をしっかりした上で、かつ若干の縮小もやむを得ないかなと思っておるんですが、実施したいという思いであります。

木村いづみ議員 全ての町民の命と生活を守るのが私たちの第一の仕事でありまして、安心・安全に健康で暮らせ、町制65周年を全町民で祝うことができるように祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、6番目の質問者は、石野光市議員であります。

質問の項目は

- 1、道路舗装について
- 2、事故多発交差点の対策について
- 3、高校卒業までの通院医療費の公費負担について
- 4、人権啓発・人権教育について
- 5、コロナ対策としての生活支援策の周知について

以上、石野議員。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、道路舗装についてであります。

路肩の縁石等との路面舗装部との接合部で雑草が生えるところと生えないところが見受けられるのであります。農地がそばにあるとかという条件とは別に、雑草が生えない、生えにくい箇所がある一方で、容易に草の種が隙間に入り込んで繁茂していると思われる箇所が見受けられるのであります。舗装工事の品質という面でも、安全・景観・メンテナンス等の面でも、こうした接合部で雑草が生えない、生えにくい工事への取組はいかがでしょうか。

一定の配慮を求めて発注すれば、品質の確保という面から、一定の効果が期待できるのではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。接合部付近での土の除去ができていくかどうか、隙間の程度等で草の発生は相当な差が生まれると考えるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 まず、接合部付近の土の除去ができていたかどうかということですが、アスファルトの下部、通常、路盤と言われるところでございますが、通常では土砂系、碎石などのもので構成されているため、アスファルトと縁石などのコンクリート構造物の境界部に雑草が生えることはございます。雑草が生えますと、職員の日常管理におきまして、そういった繁茂が著しい箇所におきましては、草

引きでありますとか除草剤での除去により対応しているのが今現在の状況でございます。

ただ、近年、コンクリート2次製品におきまして改良が加えられ、コンクリート部とアスファルト面、そちらをラップさせることによりまして土が排除されますので、そういったことから雑草を生えにくくしている製品も出てきております。現に、駅周辺整備についてでございますが、歩道部ではございますが、そういった製品を使用して施工もいたしております。

今後におきましても、道路の新設改良工事などの際におきましては、雑草が問題となるような箇所については、そういったような製品の採用を検討していきたいというふうに考えております。

石野光市議員 現状を見ますと、町が発注して施工したところ、姫ヶ池の堤体部で県が発注施工したようなところで、特に、姫ヶ池のところは県発注ではあります。隙間の部分での雑草の繁茂がよく目立つということで、どこの施工であっても町内のそうした問題について改善されたり対策がされることを願っているものであります。

こうした問題、やはり付近の住民の皆さんでありますとか日常通行される皆さんにとっては、やはり切実な念があると思います。通学路になっているようなところでもそうしたことがやはり、子どもの足は小さいですし、雑草の繁茂というのはやはり気になる場所だと思います。そうしたことで、自転車がそれをよけて車道のほうに出て走るといったようなことも危惧される場所でもありますので、細心の注意を払って一層改善が図られるよう望むものであります。

続いて、道路舗装の区間が短いと、特に段差による騒音、振動の発生、苦情を聞くことがあります。つなぎ目を面的に直角にするのではなく、上から見た形ですね。緩やかな角度で設定すれば、車の左右のタイヤが同時につなぎ目を通過するというだけでなく、その差があって一定の騒音、振動も軽減できるのではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。テストケースとして、適切な箇所では施工して、効果を検証してみることはできないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 御指摘のとおり、舗装のつなぎ目で段差が生じる箇所、これが近ければ近いほど段差が生じておれば騒音や振動への影響が大きくなり、そういったことに対する苦情につきましては、まちづくり課にも寄せられております。そういった面から、舗装改良工事におきましては、ある程度の延長を持った上で実施しているところがございます。

具体的に、舗装延長が短くなるといった場所は、道路の埋設物の修繕復旧や、あと家屋の新築などによります上下水道の引込み工事などが考えられるわけがございますが、そのような場合の町道の占用条件といたしましては、車道・歩道、道路形態にもよるんですが、一般的には最低4メートル幅の復旧をお願いしているところがございます。これにつきましては、上下水道の引込み工事などは、個人負担で施工されることがほとんどでございますので、過度に復旧していただくことにつきましては、工事費の高騰につながる、こういったことも考慮した上で、掘削により発生します舗装等への影響幅などから決定させていただいているものがございます。

御質問にございます舗装復旧、こちらは道路に斜めに行くということでございますが、車両のタイヤ、こちらが同時につなぎ目を通過することを防ぐといった対処法になると思います。調べさせていただきましたところ、近隣ではないんですが、関東地方の自治体におきまして実施されているところはございました。ただ、これにつきましては、まだ全国的な標準、基準とはなっていないようござ

います。

今後なのですが、その効果のほど、あと短所、長所含めまして、そういったものを調査し、ある程度のものがございましたら導入につきましても検討していきたいというふうに考えております。

石野光市議員 改善の工夫がされているところも全国的には生まれていると、時代が進んでもなかなかこの問題、難しいというふうなことも聞いておりましたけれども、左右のタイヤが同時に通過するというのを防ぐということ、それともう一つは、アスファルトが直角と直角で接合、突き合わせになると、ある程度の厚みがあるのであれば、それに傾斜をつけて60度、120度とか180度、そんなふうに分割して滑らかに直角の舗装つなぎ目であってもそうした工夫は実際できないのかどうか、そうした検討・研究はいかがでしょうか。

まちづくり課長 今のお話でございますが、舗装面が鋭角になりますと、舗装のアスファルトの骨材等がございますので、あまり鋭角になりますと鋭角なところに施工後、粘着というか施工が非常に難しく施工後に剥離といいますか、そういった心配もございます。そういったこともありまして、今申しました関東地方の自治体、こちらでは一番鋭角でも75度、こちらを基準にされているようでございます。

石野光市議員 全国的な知見というんですかね、最新の対策というふうなものもやはり研究して、導入できるものはぜひ検討してモデルケースというんですか、テストケースというようなところで、適当な場所で、やはり実際に採用してみて、その効果を図って、その上で本格的に導入を進めていくということにつながっていくよう、実際、幹線道路のところで短い区間にそれが利用、そういう原因者負担というふうな話があるんですけど、本当に幹線道路で重量のあるトラック等が通行すると、建物の2階なんかにいると地震かなと思うような、そういう影響もやっぱり出ております。幹線道路、そういう重量のある車が通りやすいようなところは、特に積極的な対応を求めておきたいというふうに思います。

続いてですね、第2の項目は、事故多発交差点の対策についてであります。

信号のない交差点での事故が目立つようであります。一旦停止が必要な道路側での任意の路面表示が一定認められていて、減速を促す表示と止まれの表示を組み合わせた例も警察庁などでもネット上で示されております。

こんなふうに減速と止まれをセットして行うということで、視認性を高め注意を喚起する点で有効と思われるのですが、こうした路面表示のさらなる導入についての検討はいかがでしょうか。

県道中寺北条線と大門鍛冶屋線との交差点、蓮池橋の交差点の東の交差点では既の実施されて、一定の効果を上げているようですが、さらにこれを他の事故多発交差点に広げていくことについてはいかがでしょうか。

まちづくり課長 議員、御指摘のように視認性の悪い、信号のない交差点、事故等に対しては、一時停止の止まれなど法定の道路標識等とは別に交通規制の効果を明確にするとともに、運転者に対して道路の状況でありますとか交通の特性に関する注意喚起を目的に整備される法定外表示と呼ばれるものがございますが、こちらにつきましては、一定の効果があるものであるというふうには考えております。

警察庁より、法定外表示等の設置指針についてという通達が出されておりましたので、その中で、法定外表示の無秩序な設置については、法定の道路標識等の整備効果を低下させるおそれがあるといった記述もございます。また、この指針の中で、設置管理についてですが、これに当たりましては、県警と道路管理者との間で十分設置内容等の調整を図ることというふうにはされておりますので、議員おっしゃられますような交通の安全、それから円滑が図られます法定外標識等の設置

につきましては、警察と協議・調整をしながら検討していきたいというふうに考えております。

石野光市議員 事故多発交差点ということで、交差点のいわゆる4か所というんですか、交差点を中心に全面塗装をしたという工法も最近ありましたけれども、それは、視認性という面では効果はあっても、逆にブレーキ、雨の日のブレーキの効きということについては、全面塗装というのはマイナス要因というのですか、危惧される面もあると。今お話にあったように、町内では極力デザインについて統一を図っていくと、大きさについては道路の幅員によって単純に縮小コピーということでは対応できないところもあるかとは思いますが、極力同じような形でそろえていく、そういう方向を目指していくということについてはいかがでしょうか。

まちづくり課長 この法定外表示につきましては、先ほど申しましたように道路の状況や交通の特性に関する注意喚起、こちらを目的に設置されるものでございます。議員おっしゃられますように、デザインの統一性でありますとか、そういったものについても配慮すべきと思います。ただ、この法定外表示の設置につきましては、申ししておりますように警察とも協議・調整が必要となってきますので、そちらのほうと調整をしながら、どういったものにしていくかというふうな検討も進めていきたいと思っております。

石野光市議員 それと、道路の幅員によって停止線が、車が交替できない幅員ということになると、停止線が引きたくても引けないんだというようなことで、そういうところは足型マークなどを描いて歩行者、あるいは車両に対しても一旦停止の停止線の代わりするということが行われて、住民生活課がその型枠を持っていたように記憶しているのですが、さらに見えやすい視認性の高いマークについての検討はいかがでしょうか。

これから、新入生、新入学の子どもたちも通学路を通っていくという中で、帰りなどは特に少ない人数での下校ということにもなるかとは思いますが。足型マークの大きさについても自治体によっていろいろ違うようでありまして、福崎町では比較的小さいですが、船津町などで見ると比較的大きなものも採用されていたりする。あるいは、白線の代わりに自転車のマーク、イラストのようなものを白線の代わりに描くという例も全国的にはあるようですが、こうしたことについての検討はいかがでしょうか。

住民生活課長 住民生活課が持っております足型マークですが、議員おっしゃいますとおり通学路危険箇所対策としまして、村中の狭い道に描くことはございますが、先ほどまちづくり課長が答弁いたしましたとおり、法定外表示の無秩序な設置は、法定表示の整備効果を低下させるおそれがあるとの通知がございますので、警察と協議しながら検討をしていきたいと考えております。

石野光市議員 舗装のたびに描き直さなければ、もう本当にどんどんなくなっていくというところもあります。交通安全という点、新入学の時期でもありますし、やはり危険箇所と思われるようなところには停止線が引けないという制約がある下での法定外表示について、今の福崎町が持っている型枠の大きさが適切などころがあれば、もう少し大きなもの、あるいは今申し上げましたような自転車のマークのような、少し見えやすい横幅があるような、そうしたものについての検討も求めたいと思うんですが、改めていかがでしょうか。

住民生活課長 先ほども申しましたとおり、あくまでも法定外表示ということでございますので、なかなか警察のほうも積極的に認めてくれるというものでございませぬので、また警察と協議しながら考えていきたいと思っております。

石野光市議員 とにかく以前にあったところで、もう今は舗装が変わってなくなっているという

ようなところが今、最近は多いようです。止まれの表示は積極的に停止線だけでなく、止まれの文字を入れていただいているのを見て承知をいたしております。車両に対しての注意喚起がすごく今はよくなっていると。歩行者に対しての道幅の狭いところでの注意喚起について、以前より少し舗装の打ち直しなどで消えたままになっているところが目立つんじゃないかなということは今申し上げているところであります。

そういうことで、いろいろと関係集落でありますとか、PTAでありますとか、いろいろそうしたところとも、こうした面についてもいろいろと意見もお聞きいただいで、充実をしていただけたらというふうに思います。

第3の項目は、高校卒業までの通院医療費の公費負担についてであります。

現行、高校卒業までの入院医療費の公費負担は、当町で行われていますが、通院医療費についても公費負担を導入すべき時期に来ていると考えますが、いかがでしょうか。ぜひ、導入をしていただきたいというお声も聞いているところでもあります。基本的に収入がなく成長期の子ども健康を守るために、積極的な検討を求めるものですが、いかがでしょうか。導入した際の試算はいかほどでしょうか。

健康福祉課長 高校生の通院医療費無料化につきましては、中学生の通院医療費の実績を参考に試算をいたしますと、所得制限を設けましても年間約1,200万円程度の費用が必要と見込まれます。

それに加えまして、医療費の推移も年々増加しております、今後のさらなる医療費の増加も予想されております。したがって、高校生の通院医療費の無料化につきましては、町の財政状況も考えますと、今のところ難しいのではないかとこのふうには考えております。

石野光市議員 成長期の子ども健康を守るという点で、特に歯科診療というんでしょうか、虫歯でありますとかいわゆる歯肉炎、歯槽膿漏というような問題がやはり子どもの中でもやっぱりあるようです。歯科だけというわけにもいかないと思うんですけれども、そういう特に歯の問題というふうになりますと、永久歯になって間もない子どもたちの一生使う歯の健康ということで、特に早期の治療がふさわしいと、放置すればするほどやはり大変になっていくと、やはり費用もかさんでいくということで、ぜひ、特に歯の問題についての啓発、早期の治療を促していくということで、学校などでも子どもに虫歯があれば父母に、保護者に知らせることが行われておりますけれども、一層そうしたことの重要性の喚起ですとか、あるいは今申し上げましたような経済的な支援についてもぜひ検討を求めているというふうに思います。

今も申し上げましたとおり、早期に治療すればするほど効果も高く経費も少なく済んでいくということでもありますので、ぜひそうしたことを念頭に検討いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

健康福祉課長 子どもの歯科等の予防につきましては、小さい頃からの部分でやってきておるところでもございますので、そういった中で中学、高校、大きくなるにつれてもなかなかそういった予防がおろそかになってくるのではないかとこのふうに思います。できるだけふだんからのケアというものが大事かと思っておりますので、そういったところをしていただくようにということでは啓発はしていきたいなというふうには思います。

石野光市議員 虫歯でありますとか歯肉炎というような問題について、早期に、1年間のうちに1回そういう検査はあるにしても、それ以外の、その後のそういう発症というふうなことについて、機敏に対応していくことが何より肝腎だというふうに思い

ます。そうしたことで、定期健診以外の日常の管理というふうなことについて、子ども自身、また保護者にも十分啓発を進めていただきたい、また公費負担についての検討も改めて求めておきたいと思えます。

第4の項目は、人権啓発・人権教育についてであります。

政府の自殺対策白書で15歳から39歳の各年代の死因、死亡原因の第1位は自殺であるとなっています。日本の自殺は、近年減少傾向にあると言われていましたが、諸外国と比べて自殺大国と位置づけられています。若い世代での自殺が多い国というのは本当にほかにあまり例がなく、日本だけが突出していると、こういうことでもあります。数字だけ見ると、北欧など自殺が多いではないかと言うけれども、そちらは高齢者の方の自殺が多いという特徴があったりします。コロナ禍の下で若い女性の自殺が増加しているとの報道もあります。こうしたコロナ禍の下で一層人権啓発・人権教育の重要性は高まっていると考えます。全世代で共通してそのように考えるものであります。

今日の日本で、自己肯定感、自尊感情が十分に持てない若者が増えていると言われております。新自由主義の考え方が政治・経済に持ち込まれ、非正規雇用が増やされるなど、将来に対する不安が広がり、自己責任論の押しつけで青少年が希望を持ちにくい世相になっている上に、コロナ感染症拡大ということで深刻さを増していることは否めません。いじめ、虐待、体罰がこの間、法的に禁じられる国となりましたが、人権としての生存権、命の大切さ、個人として全ての人が尊重されるという認識が社会の根底になれば、こうした問題も、自殺対策も、大きく改善されにくいと考えるものであります。

前回の一般質問でも取り上げましたが、子どもの権利条約に示されている内容は、子ども自身と保護者、子どもと関わる全ての人々に積極的に啓発されるべきであると考えています。男女差別の解消、ジェンダーフリーの課題もしっかりした人権啓発・人権教育の重要性を浮き彫りにしていると考えます。子ども自身が自らの人権を認識すること、周りの子どもの人権を認め合う、そうしたことがいじめや不登校の予防にも本来つながる性質のものであると考えます。子ども、障害者、女性、高齢者、外国人など様々なテーマで、この間、地域の人権教育にも取り組まれてきた教育委員会としての捉え方はいかがでしょうか。

教 育 長 議員の言われている全ての人個人として尊重されるという認識がなければ、様々な人権課題も自殺対策も改善されないということに対しては、全く同感でございます。

社会教育では、自治会学習として、毎年個別に人権課題を取り上げて自分の生き方としての人権啓発に取り組んでいるところであります。学校教育でも子ども自身が自らの人権、自分の人権を理解するとともに、周りの人の人権も尊重することを日々の学校生活で指導し、培っています。さらに、道徳教育、人権教育、さらに特別活動や総合的な学習の時間では、議員言われておる自己肯定感、自尊感情の醸成、涵養を狙いに、平成27年度から重点目標推進項目に県のほうも取り上げておりました、現場でも実践しております。

生徒指導においても管理教育ではなくて、人間的な触れ合いによる指導、これを重視しているところです。教育活動の全てにおいて、子どもの最善の利益の確保を基本にした自己実現の取組に努めております。

議員言われるように、自己責任として全てを子どもの個人のせいにするという自己責任論はあってはならないと考えております。子どもの人権を根底に置いた取組がなされるべきです。そして、特に、コロナ禍の現在は、教育面では、特に子どもたちの声により積極的に耳を傾けて、登校渋りとか、不登校とか、自傷行

為などの不適応に特に留意するとともに、虐待とか家庭の不和などによる子どものささいな変化や兆候の察知に努め、何より子どもの気持ちに寄り添うことが大切であると現在考えております。

石野光市議員 この一般質問の詳細原稿を提出後の3月17日、神戸新聞の34面で小中高生自殺最多499人、コロナ影響か、女性増加、20年確定値、これは2020年確定値ということですね、との見出しの記事を見ました。全国集計であります、小学生14人、前年比6人増、中学生146人、同34人増、高校生が339人、同60人増、うち女子高校生が60人増と大幅に増えたという衝撃的なものであり、刮目すべきものであります。社会全体で対策を充実しなければならない課題であり、新卒者の内定取消しというような事態をはじめ、若者をはじめコロナ禍で厳しい現実を緩和し、全ての世代で希望と安心が強く求められており、課題は各分野で山積していると考えます。こうした下で、子どもたちが命の大切さの啓発や困ったときに相談できる環境づくりが強く要請されていると考えます。

前回、一般質問で教育長から、今まで実施してこなかったが今後、定例の教育委員会で研修指導として取り上げて研修していきたいとの答弁をいただきました。その後の取組と今後の抱負などをお聞かせください。

教 育 長 子どもの権利条約についてのことだと認識しました。

前回の一般質問でお聞きしたとおり、定例の1月の教育委員会で時間を設けて取り上げて研修をしました。その中で、子どもの諸権利だけでなく、同時に、人権教育の個別の課題解決の重要性・必要性を再認識したところでございます。

今後の抱負として、人権の歴史をはじめ、子ども、障害のある人、女性、高齢者、性的マイノリティーなど、個別の人権課題について継続して普遍的な教育課題として現実に学ぶ姿勢で取組を続けたいと思っております。

石野光市議員 子どもの権利条約、本文は条約というだけあってなかなか専門的な形の記述になっておりますけれども、分かりやすく解説した、子どもにも分かりやすいリーフレットも発行されているようであります。そうした教材について、一度そういう形で学校などでそうしたものを活用して啓発していくというふうなことについての検討はいかがでしょうか。

教 育 長 子どもの権利条約として、決まっているから守りましょうということではなかなか解消しないと思っております。したがって地道な取組なんです、日々の学級経営、学校生活で子どもの権利の視点を大事にした取組、これを続けていくこと、そしてまた、判断基準、学校経営、学校運営の判断基準を子どものために最もよい方法、子どもの最善の利益を判断基準にしたり、道徳教育でも先ほど申しました自己肯定感、自尊感情などの形成を支援するという実践を日々取り組んでいくことが最も重要だと考えております。

石野光市議員 私が意図しているところというのは、要するに子ども自身が、子どもの権利条約というものが多くの世界中の国で批准されて、今、日本の国の政府も、国会も、いわゆる児童福祉法などにもその前文ですかね、ちゃんと児童の権利条約というふうに表示していますけれども、同じことですね。それに基づいて法が運用されるようにということをやっているわけでありまして。私は、いろんな形の啓発は必要だと思いますけれども、子どもの権利条約というものも本当に日本の政府も参加というんですか批准して、そういうふうには児童福祉法などにもきちんと書き込んでしているように既になっているわけでありまして。こうしたことの認識ということ、法的にいじめも虐待も体罰も禁止されたということでもありますけれども、このことについてのなかなか認識もそんなには広がっていないと思うんです。国の法律で禁じたからといってそのことが本当に浸透していくかということ、なか

なか工夫・努力をしないと、そんなこともあったかという形になってしまう。やはり、こうしたことを繰り返し、なぜ禁じられたというのか駄目なのかということですね、やはり人権との関わりで許されないことということで、結局そのことによって人間関係がマイナスに働いて自分もマイナスになっていく、そういうことをやはり分かりやすくしていかなければ、保護者に対してもなぜ虐待・体罰がいけないのかということも納得して、ああそうだったのかという形になっていかなければ、法律で禁じているから駄目なんだというだけでは教育長が言われたとおりだとは思いません。

そういう点で、そういう条約があって今、日本の国の法律もそれに準じて、それにのっとって改正されたりもしているんだというふうなことも丁寧に教育関係者、教職員の皆様をはじめ教育委員会が先頭に立って、そういう形の推進・啓発が大いに進められるよう改めて要望するものであります。いかがでしょうか。

教 育 長 議員言われましたように、知識を伝達することはあまり意味がないと思っております。そこに関しては同感でございます。ただ、理念を指導・教育していくよりも、自分の生き方、例えばいじめに対してはどういう対応が正しいのか、また暴力問題、虐待、体罰、不登校、障害のある人、外国籍の方、それぞれ人権の大切さを教えながら、人権とはこういうことなんやと、そして最終的には子どもの権利条約の理念にたどり着くというようなステップでいきたいなど、現在も考えておりますが、1点、教育関係者への啓発というところでは、来年度になりますが、何らかの機会でも再確認という形で示したいなと思っております。

石野光市議員 第5の項目は、コロナ対策としての生活支援策の周知についてであります。

3月10日のNHKテレビの朝の番組で紹介されていた、今、実施されている国の施策としての労働者が大企業を含む事業主から休業給付金を受け取れなかった場合の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の制度や個人の住宅確保給付金、いわゆる家賃の、これを補助する制度、社会福祉協議会での緊急小口資金、総合福祉支援金、いわゆるこれは生活費の融資制度は、その当時、3月末で受付が終了することなどの周知の問題についてであります。

なお、このいわゆる緊急小口資金、総合支援資金の融資については、6月末まで延長になったと聞きましたが、こうした情報も改めて周知が必要であろうというふうにも思います。

その番組の中では、大企業の職場での非正規雇用のシフト減などによる減収について、労働者が申請して給付金を受給できる制度が今年になってできたことなども紹介されておりました。問題は、この申請についてオンラインか郵送で行うこととなっていて、制度を対象の人が知らない例が多いことなどです。町は昨年2回、支援制度について周知を図るリーフレットを新聞折り込みし、事業主向けの支援策の周知を図るリーフレットの新聞折り込みもされたことはよかったと思います。今、不況が続いて、今まで持ちこたえていた事業所や家計がいよいよ厳しさを増している中で、改めて住民の方の中で活用できる制度があるなら、ぜひ町としても改めて町ホームページなどで厚生労働省の生活を支えるための支援の御案内、新型コロナワクチン感染症対応休業支援金・給付金などを紹介・案内することを望むものですが、いかがでしょうかということの質問通告書を提出してありましたところ、内容が急を要するということもあり、本日の私の一般質問の以前の3月15日付で厚生労働省の生活を支えるための支援の御案内、新型コロナワクチン感染症対応休業支援金・給付金の2件の紹介、それぞれの厚生労働省のページに行ける案内が町のホームページで、こんなふうに掲載をしていただきました。1と2というふうに分かれてなっておりますけれども、2点だけ、

この項目に関して改めてお尋ねしたいと思います。

改善を求める内容ですので、お尋ねさせていただきます。

1点目は、どちらも新型コロナウイルス感染症対策としての支援策ですので、トップページの新型コロナウイルス感染症に関する情報のところに、この生活を支えるための支援の御案内、これは新型コロナウイルスという名前はないけれども、こちらの内容であるということで、まとめていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長 議員おっしゃいますリンクにつきましては、新型コロナウイルスに関する情報に掲載するはずだったんですが、事務的な手違いで一旦新着情報のところに掲載されてしまいました。すぐに私が指示をして新型コロナウイルスに関する情報欄に移しております。恐らく議員が確認されたのは、その一時的に誤って掲載されたタイミングであったかと思いますので、いま一度、現状の確認をお願いしたいと思います。

石野光市議員 2点目のことについても改善されておっいたらいいんですけども、いわゆるこの2件が町のトップページのビジネス情報にまとめられているんですが、労働者自身が申請する休業給付金、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ国民の皆様の生活を支えるための各種手当や助成金などの支援策を分かりやすくまとめたリーフレット、生活を支えるための支援の御案内と紹介しております。住宅確保給付金、家賃など給付、生活資金の融資、生活保護、心の相談窓口などが網羅されているものでありますから、その2件についてはどちらもビジネス情報のくくりよりも暮らしの情報のほうが適切でないかと考えるものですが、この点のことについても改善されているのでしょうか。

総務課長 御指摘のページは、町のホームページ、トップページから厚生労働省の、議員がおっしゃるページへ飛ぶまでの言わば経由地でございます、特にその中にいろいろな施策が書いてあるというわけではございません。ページを開けば厚生労働省のURLが表示されてあって、それをクリックすれば厚生労働省のページにジャンプするという仕組みをしておりますので、現状のままで何ら問題ないと考えております。

石野光市議員 いわゆるパソコンの画面ですけど、暮らしの情報というものとビジネス情報というもの、並んであって、ビジネス情報というものを押したら厚生労働省のリーフレット出てくるんですよ。生活を支えるための支援の御案内、給付金ね。暮らしの情報を押しても出てこない、この問題を言っているんですが、いかがでしょうか。

総務課長 町のホームページのトップページにリンクを設定しておりますので、ビジネス情報のところから入る人がいるのでしょうか。トップページから直接厚生労働省のホームページにリンクさせてもいいんですが、その経由地としてそこにつくっているというだけでございますので、何ら問題ないと思っております。

石野光市議員 今おっしゃいましたけど、なぜビジネス情報のほうにそういう生活を支えるための支援、いわゆる住民の皆さんの個人個人、世帯の支援策がビジネス情報なのか。こちらの暮らしの情報のほうに、もちろんトップページから行ったらもちろん行けるんだけど、ビジネス情報に入っているということはちょっと暮らしの情報のほうが好ましいのではないかと、この点はどうでしょう。

総務課長 暮らしの情報のページに置くか、ビジネス情報のページに置くかですが、厚生労働省のページがビジネス情報に関するものが全く含まれていないということでもないと思いますので、何ら支障のないことですので、今のままでよいと考えます。

石野光市議員 一般の住民の目線で見ますと、入札情報でありますとか、工業団地の紹介であるというふうなこととか、事業主さんへの支援策とかがビジネス情報のほうに載るのは当然だと。一般家庭の問題がビジネス情報というのはどうなのかなというふうに思うんですが、町長なり副町長なりのお考えはいかがでしょう。

副町長 先ほど総務課長が答弁したところでございますけれども、そういった疑問もございまして、また検討はさせていただきたいと思っております。

石野光市議員 住民の皆さん、いろんな方がいらっしゃると思いますが、生活支援の問題は暮らしの情報のほうで扱っていただいたほうがありがたいというふうに思われる方がほとんどではないかなと思います。

このことをお願いして、要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、石野光市議員の一般質問は終わります。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、明日3月25日木曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 0時10分